

インフルエンザ防疫対策実施要領

1 目的

インフルエンザの流行は社会生活に大きな影響を及ぼすことから、感染症発生動向調査事業における情報等をもとに流行の徴候をとらえ、学校等の集団施設における防疫対策を迅速に実施し、その予防措置の徹底を図ることを目的とする。

2 学級閉鎖等の報告及び情報網の強化

- (1) 早期にインフルエンザの流行を把握するため、各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課（以下「保健所支所」という。）は感染症情報等において多発の傾向を示していると判断した場合、管内の学校等とより緊密な情報共有体制をとり、インフルエンザ様疾患による学級閉鎖、学年閉鎖、休校等（以下「学級閉鎖等」という。）の報告を励行させ、発生状況等の情報収集及び還元を行い、その予防対策に努める。
- (2) 保健所支所は（1）による報告を様式－1により受理し、直ちに健康福祉局保健医療政策部感染症対策課（以下「保健所」という。）に連絡する。
- (3) 保健所は、市内の学級閉鎖等の発生状況を関係機関宛て情報提供する。

3 検査

保健所支所はインフルエンザ様疾患の患者から検体を採取し、健康福祉局健康安全研究所（以下「健康安全研究所」という。）に送付する。健康安全研究所はウイルス分離及び遺伝子検査を行う。

(1) 検査の対象

次の施設において、5人程度の患者を対象に検体を採取する。

- ア 学級閉鎖等の報告があったとき、一流行時期における各区内の初発施設（小学校又は中学校）

イ 流行状況等により、必要に応じて保健所長が指示する施設

(2) 検体採取用器材器具

保健所及び健康安全研究所が準備する。

(3) 検体採取

ア 検体採取に当たって、様式－２及び様式－３により調査を行い、保護者の承諾を得てから採取する。

イ 検体は原則として急性期患者(発病３日以内)の鼻咽頭ぬぐい液とし、採取方法は次のとおりとする。

- ・乾燥した綿棒を鼻孔に挿入し回転させながらゆっくりと引き抜く。
- ・綿棒の先端をウイルス搬送用溶液が入ったプラスチック容器に入れ、柄の部分は折り取る。

ウ 検体採取に際しては、学校、校医、被検査者主治医等と連絡を密にする。

(4) 検体の取扱いと輸送

ア 鼻咽頭ぬぐい液は保冷して輸送する。

イ 検体は採取次第、検体採取施設の発生概況(様式－２)及び被検者個人票(様式－３)各２部と併せて健康安全研究所に送付する。うち１部は健康安全研究所から保健所宛て送付する。

(5) 検査成績

健康安全研究所は検査結果が判明次第、保健所に連絡する。保健所は結果を保健所支所へ、保健所支所は必要により関係者に連絡する。

4 防疫措置

保健所支所は流行の状況に応じ適宜、次の防疫措置を行う。

(1) 学校等に対する指導

インフルエンザが流行し、又はインフルエンザ様疾患が多発している場

合、その地域内の学校及び幼稚園等の施設に対して状況により学級閉鎖等の措置をとるよう助言する。

(2) 患者等に対する指導

保健所支所は必要に応じて、患者又はその保護者に対して次の事項について指導を行う。

ア インフルエンザは主に飛沫感染によって伝播するため、感染を予防するために手洗い等の手指衛生を励行し、患者は他人への感染を防止するためにマスクを使用すること

イ 適度な湿度を保ち、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を心がけ、身体の抵抗力の保持を図ること

ウ インフルエンザにり患した場合は、速やかに医師の診断を受け、安静を保つこと

5 その他

本市におけるインフルエンザ防疫対策は、この要領によるもののほか、「インフルエンザの防疫対策について」（昭和48年9月20日付け衛発第610号厚生省公衆衛生局長通知）及び（昭和48年9月20日付け衛情第102号厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）によるものとする。

附 則

この要領は、昭和55年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年11月9日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成16年11月22日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成18年11月22日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和7年4月1日から施行する。